

[論 文]

## 芸術系大学における知財活動の支援体制に関する一考察 —ユーザーニーズと知的財産支援室の役割—

A Consideration of Support System for IP Activities in Art University/College:  
User Needs and the Role of the Intellectual Property Support Office

野 田 佳 邦

Noda Yoshikuni

### 1. はじめに

大学における産学官連携活動は年々活性化している。文部科学省「平成29年度 大学等における産学連携等実施状況について」<sup>1)</sup>によれば、平成29年度における民間企業からの研究資金等受入額（共同研究・受託研究・治験等・知的財産権等収入額）は約960億円であり、前年度と比べて約112億円増加している。民間企業からの研究資金等受入額は単調増加傾向であり、約700億円であった平成25年度と比較すると平成29年度は約38%も増加していることになる。また、平成28年には文部科学省と経済産業省によって「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が策定され、「組織」対「組織」の産学官連携を深化させるための方策や、その方策の実行・実現に必要な具体的な行動等が示され、産学官のイノベーションのより一層の促進が期待されているところである<sup>2)</sup>。

産学官連携活動が活性化すると、大学内の研究者等が当事者となり知的財産を創出することや大学が知的財産の実施許諾を行うような機会も増えるため、大学が知的財産の取得・活用・リスク管理等について適切な意思決定を行うこと、すなわち、大学における知的財産マネジメントが必要不可欠となる。第5期科学技術基本計画（平成28年閣議決定<sup>3)</sup>）においては、「大学の知的財産の活用を促進するためには、大学自身が知的財産戦略を策定しそれに応じて自律的な知的財産マネジメントを行うことが重要であり、国はそれを促す。このような取組を通じ、大学の特許権実施許諾件数が第5期基本計画期間中に5割増加となることを目指す。」とされ、大学自身による自律的な知的財産マネジメントの重要性が述べられている。大学としての自律的な知的財産マネジメントを実現するためには、大学が当事者意識を持って、知的財産についての体制整備を行い、知的財産戦略を策定し、予算措置を行い、人材を確保すること等が必要とされる<sup>2)</sup>。

本稿では、2018年4月に大分県立芸術文化短期大学に新設された「知的財産支援室」について、2018年度の支援実績をまとめ、大学における知財活動の支援体制について考察する。

### 2. 大学等における知財支援体制の整備

大学が自律的な知的財産マネジメントを行うことは、大学から創出される「知」を社会

に還元することに結び付く。大学の使命である教育・研究・社会貢献のうち、特に近年重要性が強調される“直接的な社会貢献”を強化していくにあたっては不可欠な要素である。

そこで、大学の知的財産マネジメントに関する変革が国を挙げて進められている。具体的には表1に示すような様々な施策が講じられてきた。

**表1 大学の知的財産マネジメントに関する国による取組経緯**

(「大学の成長とイノベーション創出に資する大学の知的財産マネジメントの在り方について」<sup>4)</sup>等に基づき筆者が作成)

時期	取組等	ねらい・効果
平成10年 (1998年)	「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(TLO法)の制定	TLOの設置
平成11年 (1999年)	「産業活力再生特別措置法」の制定	研究成果である知的財産の取得・活用の促進
平成14年 (2002年)	「知的財産基本法」の制定	
平成14年 (2002年)	科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキンググループによる提言	原則大学帰属とした知財活用、知的財産の組織的一元管理・活用の促進
平成15年 (2003年)	大学知的財産本部整備事業(文部科学省)	体制整備の促進
平成20年 (2008年)	産学官連携戦略展開事業(文部科学省)	産学官連携機能の戦略的な強化
平成22年 (2010年)	イノベーションシステム整備事業「大学等産学官連携自立化促進プログラム」(文部科学省)	
平成26年 (2014年)	科学技術・学術審議会 産学連携・地域支援部会 大学等知財検討作業部会による「イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策」	大学等が保有する知的財産の活用方策、知財リスク管理等の方向性の提示
平成28年 (2016年)	第5期科学技術基本計画(閣議決定)	大学自身による知的財産戦略の策定の促進

文部科学省「平成29年度 大学等における産学連携等実施状況について」<sup>1)</sup>によれば、国公私立大学(短期大学含む)、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関(計1,061機関)を対象とした調査において、産学官連携本部等を設置している機関は290機関であり、このうち、専門的な資格を有する者を配置している機関は125機関である(平成30年3月31日時点)。

また、美術・デザイン系大学に関しては、「平成22年度特許庁大学知財研究推進事業 大学発デザインの産学連携及びその保護の取り組みに関する研究報告書」<sup>5)</sup>において、デザイン分野の産学連携活動の実施件数は増加傾向にあるものの、国立・総合大学と比較し

て、知財管理体制の整備不足、契約交渉や学内規程に関するマネジメント不足である点などが指摘されている。

### 3. 大分県立芸術文化短期大学における「知的財産支援室」の新設

大分県立芸術文化短期大学では、芸術系の学科（美術科・音楽科）、人文系の学科（国際総合学科・情報コミュニケーション学科）及び専攻科（造形専攻・音楽専攻）からなる公立短期大学である。学科構成の特性上、教育・研究・社会貢献の様々な活動の中で、著作権や意匠権などの知的財産に関する調査・判断が必要とされることも多く、社会のデジタル化に伴いその場面も広がりを見せている。また、知的財産契約を伴う産学官連携もデザイン分野を中心に一定規模で実施しており、契約に関するマネジメントも必要である。教育面では、2015年以降、情報コミュニケーション学科の専門科目を中心に知的財産教育<sup>6)</sup>を行っており、文部科学省・特許庁等が主催する「デザインパテントコンテスト」への取組も毎年実施している。

このように、大分県立芸術文化短期大学では知的財産の調査や判断が求められる場面が多く、教職員・学生および連携先の地域企業・公的機関が様々な問題に直面することがある。そこで、2017年に全教職員を対象にアンケート調査を実施したところ、知的財産を担当する部署の必要性が顕在化したため、2018年4月に「知的財産支援室」を設置するに至った。

知的財産支援室の業務内容は以下の通りである。

- (1) 教職員及び学生を対象とした知的財産に係る相談に関すること
- (2) 知的財産に係る情報収集に関すること
- (3) 知的財産の啓発に関すること(教職員向けセミナー、デザインパテントコンテスト等)
- (4) その他知的財産に関すること

学内の教職員及び学生からの知財に関する相談をワンストップで受け付け、他の大学や公的機関と連携しながら、知財に関する不安要素を取り除き、教育・研究・地域貢献活動がスムーズに行えるようサポートしていくことが主な業務である(図1)。組織はすべて兼任の事務職員及び教員で構成されており、相談受付、情報収集、啓発活動等の専門性が求められる業務は、弁理士資格を保有する次長(筆者)が担当している。



室長	総務企画部長
次長	知的財産担当教員
事務担当者	企画情報課長 総務企画グループ職員 教務学生グループ職員

図1 知的財産支援室の業務イメージ(左)と体制(右)

2018年度の活動実績は以下のとおりである。

(1) **相談業務**：2018年4月～2019年3月までの1年間の相談件数は計99件であった。教職員からの相談を24件、学生からの相談を75件受け付けた。相談内容は後述するが、特許庁への出願に係る先行文献調査に関するもの、出願書類・契約書類の内容に関するもの、デザインパテントコンテストに関するもの、意匠権の活用に関するもの、著作権に関するもの等であった。

(2) **特許庁への出願支援・先行文献調査**：2名の学生（美術科）から特許・実用新案登録出願をしたいという相談があり、出願に関する支援を行った。2019年2月と4月にそれぞれ実用新案登録出願を行った。また、デザインパテントコンテストで入選した学生の意匠登録出願の支援も行った。

(3) **権利活用支援**：デザインパテントコンテストを通じて意匠権を取得した学生について、継続的に支援を行った。学生とともに公益財団法人大分県産業創造機構を訪れ、販売に関するマーケティングの観点からアドバイスをいただき、大分県産業科学技術センターにおいて販売商品の耐久試験を実施した。また、ファブラボおおいたでは3Dプリンタの活用法についてアドバイスをいただき、実際に試作品や商品の製造を行った。さらに、市内ものづくり企業を訪問し数回ミーティングをして貴重なアドバイスを得た上で、ネットショップでの商品販売を開始した。

(4) **研修会・講演**：2018年6月、教職員約50名を対象とした研修会「教育現場と著作権」を開催し、著作権制度の概要と教育現場で問題となりやすい事例について説明した。また、2018年10月、大分県及び大分大学主催の「大学等が保有する知的財産と産学連携セミナー」において知的財産支援室に関する講演を行った。

(5) **その他**：著作権法改正に係る文化庁パブコメ対応（公短協依頼）や産学官連携プロジェクトに係る著作権譲渡契約サポート等を行った。

#### 4. 相談内容の分析（2018年度）

表2に2018年度の相談実績を示す。相談内容を分類してカウントした。

なお、同一相談者による同一案件についての相談（継続案件）もカウントしている。

表2 知的財産支援室における相談実績（2018年度）

	デザイン パテント コンテスト	著作権	意匠権	特許権・ 実用新案権	契約	肖像権	個人情報・ プライバシー権	商標権	計
学生	37	10	12	9	1	3	3	0	75
教職員	0	18	0	0	4	1	0	1	24
計	37	28	12	9	5	4	3	1	99

最も多かったものはデザインパテントコンテストに関するものであり（37件）、内容はコンテストへの応募書類の作成に関する相談（指導）である。応募の流れの説明や、創作品のアイデア出し、先行デザイン調査の指導、改良に向けたアドバイス、書類作成指導

を含む。コンテストの応募書類は、実際に特許庁に出願する意匠登録出願の様式にほぼ近いものを作成するため、様々な細かい注意点がある。応募メ切が9月下旬であったため、デザインパテントコンテストに関する相談は主に夏期休暇中に集中した。

次に多かったものは、著作権に関する相談であり、学生と教職員の両方から多く相談があった(学生10件、教職員18件)。具体的には、教職員からは「授業におけるコンテンツの複製、配布、映像の上映について是非を問う相談」や「授業資料・試験問題等のYouTubeへの公開に関する相談」、「市民講座等で生まれた成果物の取扱いに関する相談」といった授業関連の質問が多く、学生からは「卒業研究、卒業制作における他人の著作物の利用に関する相談」や「プライベートで行っている二次創作活動に関する相談」、「他人の著作物を使用した学園祭の企画内容に関する相談」といった学生生活や趣味に関する相談が多かった。また、中には「有償DLコンテンツのコピープロテクトを解除して複製しても良いか?」「Google検索から拾ったイラストに自作の楽曲を重ねてYouTubeに投稿しても良いか?」といった相談もあり、事前に相談があったことでトラブル回避に繋がった事例もあった。

意匠権に関する相談は12件あり、意匠権を取得した学生が権利を活用するために販売に向けて相談したいといった内容が中心であった。美術科の教員にアドバイスをいただいたり、市内のものづくり企業と一緒に訪問し、3Dプリンタを活用した試作を行ったり、デザインのブラッシュアップについてアドバイスをいただいた。また、大分県産業科学技術センター及び大分県産業創造機構のご協力も得られ、学生によるプレゼンの機会を頂き、主にマーケティングの観点から専門家によるアドバイスをいただいた。さらに、実際に商品を販売するため、ファブラボおおいたの3Dプリンタで製造した商品を大分県産業科学技術センターに持ち込んで耐久試験を行い、自身で色塗りをし、最終的には2018年12月にネットショップで販売を開始した。

また、特許権・実用新案権に関する相談は9件あり、学生がアイデアを権利化したいという内容のものであった。アイデアのヒアリングを行い、特許・実用新案の制度についての説明、手続きや料金に関しての説明、先行技術調査の実施、請求項や考案の詳細な説明、図面等の出願書類の書き方の指導を行った。権利化に際しては大分県知財総合支援窓口のご協力も得られ、実際に実用新案登録出願を行い、前向きな支援<sup>7)8)</sup>を行うことができた。

外部との契約に関する相談も5件あり、制作受託に関する著作権譲渡契約書や、権利化に関する契約書のドラフト作成や確認依頼などがあった。

また、肖像権、プライバシー権、個人情報関連の相談もあり、「他人が写り込んだ写真をネットに掲載しても良いか?」「ネットに無断で掲載された顔写真を削除したい」「SNS上でプライバシー権が侵害されている」等、ネット上のトラブルについての相談が多かった。

このように、発足から1年間の相談内容を振り返ると、大分県立芸術文化短期大学の場合は、多くの理系大学・総合大学において求められるような、特許出願、発明発掘、知財管理等といった知的財産支援とは明らかに異なるニーズがあり、著作権、意匠権、実用新案、情報関連法を中心とした支援が必要であることが分かった。

## 5. デザインパテントコンテストへの取組

筆者は、大分県立芸術文化短期大学に着任した2015年度からデザインパテントコンテスト（特許庁・文部科学省等が主催）への取組を継続的に実施してきた。初めて応募した2015年度に美術科の学生1名の作品が入選し、意匠登録出願の支援を受けて意匠権を取得した。また、学内におけるコンテストへの取組が評価され、大分県立芸術文化短期大学も「文部科学省科学技術・学術政策局長賞」を受賞した。

2016年度以後もデザインパテントコンテストへの取組を継続しており、2017年度には情報コミュニケーション学科の学生1名の作品が入選した。2018年度は充足した知的財産支援室の正式な業務としてデザインパテントコンテストに関する指導を行い、デザインパテントコンテストへの取組を強化したことで、「文部科学省 科学技術・学術政策局長賞」を受賞した。2015年度に続き2度目の受賞となった。

表3 デザインパテントコンテストに関する実績

	応募者 (芸術)	応募者 (人文)	入選者	大学が受賞
2015年度	2名	0名	1名	文部科学省科学技術・学術政策局長賞
2016年度	1名	1名	0名	
2017年度	2名	1名	1名	
2018年度	5名	1名	1名	文部科学省科学技術・学術政策局長賞
2019年度	5名	5名	審査中	審査中

※2016年度からは、全学科参加可能な「デザインパテントコンテスト説明会」を開催し、特許庁 意匠審査官を招聘する等して、意匠制度について学ぶ機会を提供している。

※2018年度からは、知的財産支援室の業務としてコンテストの取組を実施。

取組の改善を重ねてきた結果<sup>9)</sup>、2019年度は過去最多の10名が応募した。

本稿執筆時点（2019年11月現在）ではコンテストの結果が出ておらず審査中である。

## 6. 課題と考察

### 6-1. 支援体制の充実

知的財産支援室を組織化したことで、学内の知財マインドの向上、知財に関するリスク軽減、活発な創作活動・産学官連携の促進を図る体制が、形式上はひとまず整備されたと言える。しかし、1年間の運営を通じて、学内には当初予測していたよりも多くのニーズが存在することが分かったので、知的財産面からの支援を継続させるためには、人員の確保や予算的後押しが是非とも必要である。2019年度は、一般財団法人工業所有権協力センター「令和元年度 大学高専知財活動助成事業」による活動助成を受けて<sup>10)</sup>、試行的に補助職員を不定期で雇用し、先行文献調査補助やマニュアル作成といった採択活動への取組を行っているところであるが、例えばデザインパテントコンテスト関連の業務だけを考えても、相談や応募件数は年々増加しているため負担も大きく（例：2019年度は個別面談

および文献調査のために合計24時間30分以上の指導を実施)、やはり補助員の力は必要不可欠である。

他の芸術系大学の例をみると、東京藝術大学では、平成19年4月に「学外からの要請を受け止め、大学の関係情報の提供や調整を行う総合窓口」として「社会連携センター」が設置され、「積極的に地域社会、産業界、経済界と連携しながら本学の人的、芸術的資源を活かした事業をプロデュースすることにより、日本の文化芸術の振興に寄与するための活動」が行われている<sup>11)</sup>。また、社会連携課には、15名の職員（うち10名が女性）が配置<sup>12)</sup>されている。女子美術大学では、平成15年に「本学の研究活動による成果を広く公開するとともに、産業界等と連携しつつ研究開発を行い、もって芸術、文化の発展に貢献すること」を目的に、「女子美術大学研究所」が創設され、産業界等と連携することで、「新たな研究成果が創出および事業化され、産業界においては商品の販売促進やブランド力の向上をもたらし、また大学においては共同・受託研究費やロイヤリティが新たな研究資金となり、更なる研究成果の創出を生み出す」<sup>13)</sup>といった取組を実施している。

なお、2018年度の相談内容の中には、女性の相談員が対応した方がより適切であると感じた事例もあった。大分県立芸術文化短期大学では学生の女性比率が非常に高いことを考慮すると、女性相談員を配置することが望ましいと考える。

## 6-2. 教育・研修の拡充とノウハウの公開

現在、教育・研修に関する活動として、教職員については、年1回の頻度で知的財産に関するセミナーを実施しているが、時間の制約もありごく限られた内容に留まっている。2018年度の相談業務を通じて得られた知見として、著作権等に関する一定の知識さえあれば自己解決できる余地がありそうな、ごく一般的な相談内容も一定数あることが分かった。そのため、著作権を中心とする知的財産の教育・研修の機会を拡充し、ある程度は自己解決していただけるようサポートすることも重要であると考え。ただし、間違った自己判断をしてトラブルを招くことや、相談を躊躇ってしまうようなことにならないよう、留意する必要がある。あくまで相談を受け付けるのが原則であり、自己解決できることが明白なケースを周知することで自己解決を検討していただくという形が望ましい。そのためは、知的財産支援室に蓄積された相談内容について、例えばQ&A集を開発してノウハウを公開することが有効であると考え。

学生については、「情報リテラシーⅠ・Ⅱ」「情報モラル」等の授業で知財教育を行っているものの、全学生に対して普遍的に実施しているものではなく、知的財産支援室の周知に加えて教育の機会の拡充も必要である。また、2015年度からデザインパテントコンテストへの取組みを継続的に実施してきたが、コンテストへの取組み以外でセミナーや演習という形で実務的な先行文献調査スキルを教授する機会はなく、体系的な枠組みを構築することも必要であると考え。デザインパテントコンテストも年々難化しており、意匠公報のみならず、特許・実用新案の公報やインターネット上の文献をも調査範囲とする緻密なサーチが必要となることに加え、産学官連携や教育・研究の場面で行われる教員・学生による創作も多岐にわたり、意匠権で保護すべきプロダクトデザインはもちろん、特許権・実用新案権で保護すべき技術的アイディアも生み出され、権利化が必要な場面が実際

に生じている。そのため、知財教育だけでなく社会貢献という観点からも、新規性の判断に必要な網羅性・適合性を兼ね備えたサーチスキルを修得できる機会の提供が必要である。

この点については、2019年度において、全学科の学生が受講できる「情報リテラシーⅡ」の授業内で特許検索競技大会を有効活用し、先行文献調査スキルを修得する機会を提供し、学内の先行文献調査をサポートする先行文献調査サポーター（知財サポーター）を育成することで調査支援体制の強化を図る取組<sup>9)14)</sup>を試行している。また、教職員を含めた学内全体に自主サーチを促しサーチスキルを向上させるためのツールとして、大分県立芸術文化短期大学における知財活動のニーズに沿った先行文献調査マニュアルの開発を進めているところである。

なお、産学官連携に伴う契約等については、相談に来る担当教員側の知財マインドは比較的高く、むしろ相手方となる地域企業・団体等が知財マインドを身につけられるような機会を広く提供することも検討したい。

### 6-3. 情報共有と大学間ネットワーク

多くの大学では知的財産管理ポリシーや職務発明規程等が整備され、共同研究・受託研究・著作権譲渡等に関する契約書についても雛形が存在し、業務フローが明確になっており、また、それらが公開されているケースも多い。しかし、大分県立芸術文化短期大学ではこうした規程については未だ明確に整備されておらず、試行錯誤により事態に対応しているのが現状である。他の総合大学が備える要素のすべてを備える必要はなく、また現実的でもないが、大分県立芸術文化短期大学の事情に合わせて必要なものを整備していくことを検討したい。例えば著作権譲渡契約書については、いくつかのパターンの契約書の雛形を暫定的に作成しているところである。また、大分県立芸術文化短期大学では、厳密には産学官連携の窓口が一本化されておらず、大学が依頼を受け事務職員が契約等の対応をして教員がそれに参画する場合と、教員が連携先から直接話を受けて契約等を行う場合がある。そのため、知的財産支援室では、大学の契約担当の事務職員から契約について相談を受ける場合もあれば、大学を通していない場合は教員から直接相談を受けることもある。支援のノウハウについては、少なくとも契約担当の事務職員との情報共有が必要であると考え。また、産学官連携の実態を把握するためにも、将来的には窓口を一本化する形が望ましいのではないかと考える。

さらに、大学という現場で知的財産を支援するノウハウについては、大学間で情報共有することが望ましいと考える。例えば独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）による「大学における知的財産管理体制構築便覧」<sup>15)</sup> などのような他大学の事例は組織の立上げや運営の際の参考情報として非常に有益である。しかし、インターネット上の情報や学術文献、知財関連記事等で公開されている情報は限定的であり、他大学の実務的なノウハウや知見についてはブラックボックスになっている側面もあると考える。産学官連携についての大学間のネットワークとしては、一般社団法人大学技術移転協議会（UNITT）<sup>16)</sup> などが既に存在するものの、現状は理系大学や総合大学の参加がほとんどであり、芸術系大学の情報共有は難しい。過去に独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が実施していた「広域大学知的財産アドバイザー派遣事業」<sup>17)</sup> では、「美術・デザイン系大学ネッ



トワーク」や「デザイン利活用による地域貢献ネットワーク」が存在したが、芸術系大学ならではの知財支援の課題やノウハウについて、実務者レベルの情報共有が可能な新たな大学間ネットワークを構築することができれば、大変有意義な取組になるものとする。

## 7. おわりに

地域社会への知の還元として産学官連携活動が活性化する中、大学の規模や実施件数に関わらず、現場では実務上の観点から知財に対する意識が必要不可欠である。よって、教職員・学生を含む全学的な知的財産マインドの向上が急務であるとともに、相談業務から得られた上記の課題を解決しながら、大学が主体となって組織的に知財面を支援する体制が必要である。しかし、中小規模の大学や単科大学、短期大学などの中には、課題意識はあっても解決の糸口がつかめない教育機関も少なからずあるのではないかと料する。本稿がそのような大学の体制整備の一助となれば幸いである。

## 8. 参考文献

- 1) 文部科学省 (2019) 「平成29年度 大学等における産学連携等実施状況について」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/1413730.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1413730.htm) (accessed 2019-11-9)
- 2) イノベーション促進産学官対話会議事務局 (2016) 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/12/1380114.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380114.htm) (accessed 2019-11-9)
- 3) 内閣府 (2016) 「第5期科学技術基本計画」  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html> (accessed 2019-11-9)
- 4) オープン&クローズ戦略時代の大学知財マネジメント検討会 (2016) 「大学の成長とイノベーション創出に資する大学の知的財産マネジメントの在り方について」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/1368175.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1368175.htm) (accessed 2019-11-9)
- 5) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (2011) 「平成22年度特許庁大学知財研究推進事業 大学発デザインの産学連携及びその保護の取り組みに関する研究報告書」
- 6) 野田佳邦 (2018) 「短期大学生を対象とした著作権リテラシー教育の試み」, 大分県立芸術文化短期大学研究紀要, 第55巻, pp.1-10
- 7) 「【知的財産支援室】 実用新案登録出願の書類作成支援を行いました」, 大分県立芸術文化短期大学, 2019年2月25日  
<https://www.oita-pjc.ac.jp/news/detail/1464> (accessed 2019-11-9)
- 8) 「【知的財産支援室】 実用新案登録出願の書類作成支援を行いました」, 大分県立芸術文化短期大学, 2019年4月12日  
<https://www.oita-pjc.ac.jp/news/detail/1500> (accessed 2019-11-9)
- 9) 野田佳邦 (2019) 「デザインパテントコンテストを活用した知財教育の実践と今後の展開」, 月刊「パテント」, 第72巻, 第13号, pp.93-102
- 10) 一般財団法人工業所有権協力センター 「大学高専知財活動助成事業」  
<https://www.ipcc.or.jp/university/> (accessed 2019-11-9)

- 11) 東京藝術大学 社会連携センター, <http://sharen.geidai.ac.jp/> (accessed 2019-11-9)
- 12) 「大学概要2019」, 東京藝術大学, 2019年7月, p.9  
<https://www.geidai.ac.jp/outline/condition> (accessed 2019-11-9)
- 13) 女子美術大学研究所, <http://www.joshiubi.net/research/> (accessed 2019-11-9)
- 14) 「知的財産検索講座および特許検索競技大会サテライト開催を実施しました!」, 大分県立芸術文化短期大学, 2019年10月16日  
<https://www.oita-pjc.ac.jp/news/detail/1587> (accessed 2019-11-9)
- 15) 独立行政法人 工業所有権情報・研修館 (2011) 「大学における知的財産管理体制構築便覧」  
<https://www.inpit.go.jp/content/100165968.pdf> (accessed 2019-11-9)
- 16) UNITT 一般社団法人大学技術移転協議会University Network for Innovation and Technology Transfer, <https://unitt.jp/>
- 17) 独立行政法人 工業所有権情報・研修館 「広域大学知的財産アドバイザー派遣事業」  
<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/unvipad/index.html> (accessed 2019-11-9)